

交通安全指導に関する規則

北海道北見北斗高等学校 定時制課程

- 第1条 交通安全教育を推進し、交通事故の防止に努め、自他の生命の安全を守り、学校生活並びに社会生活を有意義なものにするために、この規則を定める。
- 第2条 生徒は、交通法規、交通マナー、「交通安全指導に関する規則」を順守し、交通安全運動に積極的に参加し、交通事故の防止に努めなければならない。
- 第3条 自転車通学生徒は、次のことを守らなければならない。
1. ブレーキ、ライト、施錠など、整備された自転車を使用すること。
 2. 使用期間は、4月から11月までとし、学校が定める期間とする。
 3. 自転車は、必ず所定の自転車置場に整理しておくこと。
- 第4条 生徒は、運転免許証を取得した場合、直ちに「運転免許証取得届」をもって届けなければならない。
- 第5条 車両運転通学の許可条件は、次のとおりとする。
1. 運転免許証を取得していること。
 2. 保護者が同意し、生徒の車両運転通学に関する指導監督に全責任を負うこと。
 3. 使用できる車種は、普通乗用車及び排気量400CC以下の二輪車とする。
- 第6条 車両運転通学許可の手続きは次のとおりとする。
1. 車両運転通学を希望する生徒は、「車両運転通学許可願」及び「誓約書」、任意保険の証書のコピーを提出しなければならない。
 2. 学校長は、生徒及び保護者に対して「車両運転通学許可証」を交付し、車両運転通学を許可する。
 3. 生徒指導部長、交通安全指導担当教諭、HR担任は、生徒及び保護者に対して「交通安全指導に関する規則」特に「車両運転通学生徒の心得」、「交通安全宣言」などに基づいて交通安全についての指導を厳しく行う。
- 第7条 車両運転通学生徒は、車種、車両ナンバー等を変更したときは、直ちに「車種等変更届」及び任意保険の証書のコピーを提出しなければならない。
- 第8条 車両運転通学生徒は、交通事故を引き起こした場合、直ちに「交通事故報告書」を提出しなければならない。

第9条 通学にあたって、生徒は他人の車両に同乗してはならない。

第10条 「車両運転通学生徒の心得」は、次のとおりとする。

車両運転通学生徒とは、登校・下校における車両（二輪車・四輪車）の運転使用を許可された生徒のことである。

したがって、車両運転通学生徒は、次のことを守り、他の生徒に迷惑をかけることのないように努めること。

1. 学校の敷地内における走行速度は、時速10km以下とする。
2. 普通乗用車及び二輪車は、所定の駐車場にきちんと駐車すること。
3. 授業時間、給食時間、休憩時間など授業時間内は許可なく車両を運転しないこと。
4. エンジンを異常にふかしたり、爆発音を出すなど、騒音を出さないこと。
5. 他の生徒の普通乗用車、二輪車の運転は絶対にしないこと。
6. 他の生徒を同乗させないこと。
7. 二輪車の使用期間は、4月から11月までとし、学校が定める期間とする。
8. 普通乗用車を使用する生徒は、積雪期、路面凍結時には特に安全運転に心がけること。
9. 任意保険に必ず加入すること。
10. 免許の種類、使用する車両等に変更が生じた場合は速やかに届け出ること。
11. 交通法規、交通マナー及び「交通安全指導に関する規則」を必ず順守し、交通事故の防止に努め、絶対に「加害者」にならないこと。

第11条 「交通安全宣言」は、次のとおりとする。

私たち北海道北見北斗高等学校定時制課程生徒一同は、「交通安全宣言の学校」としての自覚を持ち、交通違反、交通事故のない学校とするため、全校生徒一同が互いに協力しあい、交通安全に努めるとともに、次の事項を順守することを誓います。

1. 私たちは、被害者にも加害者にもならないよう心がけます。
1. 私たちは、他人の車両に同乗しません。
1. 徒歩通学生徒は、交通規則を順守するとともに、車両に十分注意して、交通事故にあわないように心がけます。
1. 自転車通学生徒は、二人乗りをせず、夜間においては必ずライトをつけ、車両や歩行者には絶対に迷惑をかけないよう運転します。
1. 車両運転通学生徒は、交通法規及び「車両運転通学生徒の心得」を順守し、常に安全運転をします。
1. 車両運転通学生徒は、登下校時に友人等を絶対に乗せません。

1. 車両運転通学生徒は、他の車両や歩行者に迷惑をかけない運転を心がけ、常に他の模範となるような運転をします。

年 月 日

北海道北見北斗高等学校定時制課程

第12条 交通安全意識の高揚、交通安全教育の推進、交通事故の防止を図るため、交通安全に関する講習会などの行事を積極的に行う。

第13条 本規則に著しく違反した生徒に対しては、特別指導を行う。

第14条 この規則の改廃は、職員会議の議を経なければならない。

付則 1. この規則は、1995年4月1日より施行する。

2. 1997年4月1日一部改正

3. 1998年4月1日一部改正

4. 2005年4月1日一部改正